

令和3年9月14日

各団体会員各位

主催：（一社）東京都造園緑化業協会技術委員会
共催：（一社）日本造園造園建設業協会東京都支部
東京都造園建設業協同組合

令和3年度

造園用フルハーネス型墜落制止用器具従事者特別教育研修会のご案内

日頃、当協会の事業活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、安全帯に関する労働安全衛生法が改正され、現行の構造規格に基づく安全帯を使用できるのは令和4年1月1日までとなったことを受け、当協会では別紙要領のとおり標記特別教育研修会を実施いたします。

既定の特別教育の実技を更に充実させ、実際の樹木を使用して、フルハーネス型墜落制止用器具の特性、安全性を学んでいただくカリキュラムとなっております。

今後、樹上での剪定作業においてフルハーネス型墜落制止用器具を使用する場合は、この特別教育の受講が必須となります。また、令和4年1月以降に実施する「街路樹剪定士認定試験」でも特別教育受講が要件となっておりますので、この機会に是非受講していただきますようご案内いたします。

なお、コロナウイルス感染状況の影響により、延期の場合がありますのでご承知おきください。

（一社）東京都造園緑化業協会

電話：03-3462-2858

FAX：03-3462-2805

メール：y.tanaka@tmla.or.jp